

平成30年度酒々井町教育委員会6月定例会議 議事録

開催日 平成30年6月29日(金)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長	木村 俊幸	教育長職務代理者	石井 國治
	委 員	村重 浩二	委 員	林 洋子
	委 員	浦壁 京子		
出席職員	教 育 次 長	福田 良二		
	こども課長	七夕 夕美子	学校教育課長	玉井 清人
	生涯学習課長	鶴澤 勝己	中央公民館長	鈴木 潤一
	学校給食センター所長	増渕 和江	プリミエール酒々井館長	渡辺 幸夫
	こども課副主幹	伊藤 雄三	こども課主事(書記)	渡邊 しほ

1 開会時刻 14:03

2 議事録署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案 (公 開)

議案第1号 教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について
議案第2号 酒々井町同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について

(2) 報 告 (公 開)

報告第1号 平成30年度6月補正予算の議決について
報告第2号 酒々井町教育委員会評価委員会委員の委嘱について
報告第3号 酒々井町立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について
報告第4号 平成30年度酒々井町就学支援委員会委員の委嘱について
報告第5号 学校医の委嘱について
報告第6号 酒々井町部活動指導員配置要綱の制定について
報告第7号 酒々井町学校給食センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について
報告第8号 行政報告について

4 次回会議の予定 7月27日(金)午後2時 西庁舎2階第1会議室

5 教育長・教育委員の予定

6 その他

7 閉会時刻 15:35

議 事 録

1 開会の言葉

木村教育長

ただ今より、平成30年度酒々井町教育委員会6月定例会議を開会いたします。

2 議事録署名委員の指名

木村教育長

議事録署名委員の指名を行います。林委員にお願いします。

3 議 題

木村教育長

これから議事に入ります。本日の議題は議案が2件、報告が8件となります。

本日の議題に、非公開とすべき部分はありませんので、会議はすべて公開いたします。あらかじめご了承のほど、よろしく願いいたします。

それでは、はじめに議案第1号「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

議案第1号「教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」

地方教育委行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）を別添のとおり作成したもので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第9号の規定により議決を求めるものでございます。

別冊となっております、「教育委員会の点検・評価（案）」をご覧ください。

1 ページ目は、「はじめに」としまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に、教育に関する事務の管理及び執行の状況を点検・評価し、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないとされており、さらに点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、評価委員会委員として3名の方をお願いしまして平成29年度の事務事業の点検・評価を行ったものでございます。

2 ページ目に教育委員会会議の開催状況等と教育委員会会議での審議状況を掲載しており、平成29年度は審議案件23件と報告事項33件と協議事項1件という状況で、3 ページに月別の審議案件等の概要を掲載しております。

4 ページから5 ページに事務事業の点検・評価の目的から全体のまとめを掲載しております。まず、4 ページの4、事務事業の点検・評価の目的及び対象としまして各課、教育機関における主要事業を中心に、33事業について点検・評価を行いました。

5 の点検・評価の方法としましては取組状況（達成度）をAからEの5段階評価で、今後の方向性（方針の分類）を7段階に評価する方法で行いました。

6 の点検・評価の結果でございますが、取組状況（達成度）としまして予定どおり順調に達成している事業が20事業、おおむね順調に達成している事業が9事業、達成見込みであるが課題がある事業が2事業、達成できなかった事業が2事業となっております。方針の分類（今後の方向性）としましては、現状を維持している事業が25事業、改善を要する事業が8事業となっております。

7 のまとめとしまして、評価を実施した主要事業につきましては、概ね適正かつ順調に執行されたものと判断しておりますが、実施方法に工夫や改善が必要である事業もございますので、次年度の予算編成や事業計画にあたり検討が必要と考えております。

点検・評価を行った具体的な事業につきましては、6 ページの平成29年度教育施策体系図の主な事業のうち、新規の事業や重点的なものとなっております。

7 ページからは個別の事業ごとの評価表となっております。評価委員さんからは各課及び学校などの取組について、概ね評価するとのこととご意見と学校の施設整備などはできるだけ早期に完成させるようにとのことご意見をいただきました。

そのうちのいくつかを申し上げます。

15 ページの小学校の外国語活動、中学校の英語指導の充実事業について、「担任、ALT、英語専科教員と充実した配置であるので、3者の役割分担や協力体制を確立し、児童生徒の英語習得につながることを期待する。」とのことご意見がありました。

続きまして、23 ページの学校教育の支援促進事業について、「中学校地域未来塾については、補習的な意味合いだけでなく、得意な教科をさらに深く学べるような意味合いがあるとよいのではないかと、様々な生徒の参加でより充実した事業となることを期待する。」とのことご意見がありました。

さらに、30 ページのまちの顔づくり推進事業について「この事業は地域住民の関心も高いので、回覧等で内容を示してほしい。」との要望がありました。

教育委員会の点検・評価につきましては、以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

木村教育長

ご質問等がないようですので、これより採決を行います。

議案第1号「教育委員会の点検・評価に関する報告書(案)について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、議案第1号は可決されました。

ここで、今後の流れを教えてください。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

このあとにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、議会に報告するかたちになっておりますので、こちらを議会で議員さんにお配りさせていただくとともに、町のホームページで公開を予定しております。

木村教育長

お手元の冊子の(案)を消しておいていただきたいと思います。

次に、議案第2号「酒々井町同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

鵜澤生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鵜澤生涯学習課長

議案第2号「酒々井町同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について」

酒々井町同和対策集会所設置及び管理に関する条例第5条第2項並びに酒々井町同和対策集会所管理運営及び使用等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、下記の者を酒々井町同和対策集会所運営委員会委員として委嘱したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

区分につきましては「議会」、氏名は「御園生浩士」、職名は「酒々井町議会議員」、任期は「平成30年6月5日から平成31年6月5日まで」でございます。

この度の委嘱につきましては、町議会議員から選出されておりました、酒瀬川議員のご逝去に伴い、議会から推薦がありました、御園生氏を委嘱するものでござい

ます。

なお、任期は前委員の残任期間で議会から推薦のあった日である、平成30年6月5日から平成31年6月5日まででございます。説明は以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

木村教育長

ご質問等がないようですので、これより採決を行います。

議案第2号「酒々井町同和対策集会所運営委員会委員の委嘱について」賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、議案第2号は可決されました。

以上で議案の審議を終わります。

木村教育長

続いて、報告に入ります。報告第1号「平成30年度6月補正予算の議決について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

報告第1号「平成30年度6月補正予算の議決について」

平成30年度6月補正予算については、6月の町議会定例会において原案のとおり可決されましたので報告いたします。

6月補正予算につきましては、5月の定例教育委員会会議でご審議をいただいたものでございまして、町議会でも原案どおり可決されたところでございます。

内容につきましては会議資料の4ページ及び5ページのとおりでございます。

以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりました。5月の定例会議でお示しされていたものであるということで、詳細の説明は省略させていただくということでございます。

それでは、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

(質疑なし)

木村教育長

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「酒々井町教育委員会評価委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

報告第2号「酒々井町教育委員会評価委員会委員の委嘱について」

酒々井町教育委員会評価委員会設置要綱第3条の規定により、下記のとおり酒々井町教育委員会評価委員会委員を委嘱したので報告いたします。

評価委員会の委員さんは、さきほど議案第1号でご承認をいただきました教育委員会の事務事業等につきまして点検・評価をいただく方々でございます。

その委員さんにつきましては、酒々井町教育委員会評価委員会設置要綱第3条により、評価委員会は3人の方で組織し、その委員さんは教育に関し学識経験を有する方のなかから教育委員会が委嘱する、と規定されております。

今年度は、3名とも昨年度から引き続き久本邦夫さん、長谷川睦さん、柳橋幸雄さんをお願いいたしました。3名の方の略歴につきましては、記載させていただいておりますが、公立学校の校長を務めておられた方々で、久本さんは、合併前の印旛村の教育長も務められた方でございます。

また、任期は1年ではございますが、久本さんには、平成25年度から、長谷川さんと柳橋さんには平成27年度から、引き続き委員をお願いしております。

以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

(質疑なし)

木村教育長

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第2号を終わります。

次に、報告第3号「酒々井町立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

報告第3号「酒々井町立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について」

酒々井町立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したので報告いたします。

町立の小中学校に設置しております防犯カメラにつきましては、酒々井町立小中学校防犯カメラの管理及び運用に関する要綱により、管理運用を行っておりますが、この要綱に映像データの提供等に関する具体的な規定がなかったため、それを加え

たものです。

全体の資料とは別にお配りさせていただきました、新旧対照表をご覧ください。これまでの第10条（補則）の前に「映像データ及び情報提供の制限」として、映像及びデータを提供できる条件を規定するとともに提供の方法及び映像検索の記録と報告を規定したものです。以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

（質疑なし）

木村教育長

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第3号を終わります。

次に、報告第4号「平成30年度酒々井町就学支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

報告第4号「平成30年度酒々井町就学支援委員会委員の委嘱について」

酒々井町就学支援委員会規則第3条の規定により、下記の者を酒々井町就学支援委員会委員として委嘱したので報告します。

平成29年度末人事異動により、就学支援委員である学校関係者3名の方が異動となりましたので、残りの委嘱期間を引き継ぎ、新しく3名の方を委嘱するものです。

まず、1人目は、区分は学識経験者として、印旛特別支援学校の副校長でいらっしゃいます、土田崇一朗先生です。

2人目は、小中学校長として、酒々井中学校校長でいらっしゃいます、今井俊幸先生です。

3人目は、特別支援教育担当ということで、酒々井小学校の教諭でいらっしゃいます、安原直子先生に委嘱をさせていただきました。

なお、学校医として委員にお願いしていましたが倉石公路先生におかれましては、6月13日にご逝去されましたので、現在、欠員となっております。代替りの方につきましては、現在未定でございます。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

（質疑なし）

木村教育長

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「学校医の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を

お願いします。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

報告第5号「学校医の委嘱について」

酒々井町立小学校及び中学校管理規則第5条の規定により、下記の者を酒々井中学校の学校医として委嘱したので報告します。

昨年度、事情により東医院の東澄典先生が5月末をもって学校医をおやめになったので、その代わりに6月より、林内科小児科医院の園信楽先生に学校医をお願いしました。

本年度は、正式に園信楽先生に中学校の学校医を委嘱するものでございます。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

(質疑なし)

木村教育長

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第5号を終わります。

次に、報告第6号「酒々井町部活動指導員配置要綱の制定について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

報告第6号「酒々井町部活動指導員配置要綱の制定について」

酒々井町部活動指導員配置要綱を別紙のとおり制定したので報告します。

趣旨といたしましては、第1条にありますとおり、教員の負担軽減、部活動の活性化、及び充実を図るため、学校教育法施行規則に定めのある部活動指導員を配置するにあたり、その職務その他必要な事項を定めるものとします。

職務につきましては、指導員は学校の教育計画等に基づき、生徒の自主的、自発的な参加による部活動において、校長の監督を受け、技術的指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行うものとします。

1つ目は「実技指導」、2つ目は「学校外での活動(大会・練習試合等)の引率」、3つ目は「用具、施設の点検・管理」、4つ目は「保護者等への連絡」、5つ目は「事故が発生した際の現場対応」です。

身分につきましては、第3条にありますとおり、指導員は酒々井町臨時職員の勤務取扱に定める臨時職員です。

指導員の要件といたしましては、次のいずれかに該当し、指導員として適格性を有する者です。

まず、教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有する者。次に、学校の部活動又は地域での指導経験を有する者。最後に指導員を必要とする部活動において実技指導等が可能と認められる20歳以上の者です。

配置期間につきましては、町の非常勤職員と同様の条件となっており6ヶ月以内、ただし、6ヶ月を超えない期間で更新できることになっております。

勤務時間等は、指導員の勤務時間は、原則として1日当たり2時間以内とし、1週間当たり8時間を限度とする。勤務の割り振りは、校長が別に定めます。

賃金は、酒々井町臨時職員の勤務取扱要綱に基づき1時間1,590円となっております。交通費は別途支給となります。

酒々井中学校では、陸上部と吹奏学部に各1名ずつ配置予定です。配置は7月1日を予定としております。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

石井教育長職務代理人

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理人

石井教育長職務代理人

先生方の過剰な勤務が話題になっている中で、こういう制度ができたことは大変良いことだと思います。7月1日から陸上部と吹奏楽部に配置される方は、この部から上がったのか、学校長から上がったのかなど、どういう経緯で決まったのかを教えてください。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

学校で申請書として要望が上がってきます。何部に配置してもらいたいと上がってきますと、それに応じてこちらで人選をさせていただいて、該当する方がいらっしゃれば配置ができるのですけれども、いない場合もございますので、今回は陸上部と吹奏楽部ということで進めさせていただきまして、7月に向けて準備をさせてもらいました。

木村教育長

私から少し補足させていただきますと、近々で陸上部と吹奏楽部と決めたわけではなく、昨年度末の人事異動に係わって、当該校長から陸上部の顧問をできる人ということでお話がありました。また、学校教育課と学校で調整した結果、陸上部

と吹奏楽部になったので、改めて申請書を出してもらったということです。

他にご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第6号を終わります。

次に、報告第7号「酒々井町学校給食センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

増渕学校給食センター所長

はい、議長

木村教育長

学校給食センター所長

増渕学校給食センター所長

報告第7号「酒々井町学校給食センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を改正する告示について」

酒々井町学校給食センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の一部を別紙のとおり改正したので報告します。

こちらにつきましては、平成24年に酒々井町学校給食センター防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を定めまして、今まで運用してまいりました。しかし、こちらの中に映像データ及び情報提供の制限についての定めがなかったので、これを規定したものです。こちらにつきましては、第10条を第12条とし、第10条と第11条を新たに付け加えております。

第10条につきましては、映像データ及び情報提供の制限について規定しております。

第11条については、映像データの取扱いにつきましては、こちらについては酒々井町個人情報保護条例の趣旨に従って適正に取り扱うということで規定しております。

また、別記様式としまして、防犯カメラ映像検索簿を利用した場合につきましては、こちらを記入し、教育長に報告するものです。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

石井教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理者

石井教育長職務代理者

初めて学校給食センターに防犯カメラがあることを知ったのですが、何台くらい備えてあるのでしょうか。

増渕学校給食センター所長

はい、議長

木村教育長

学校給食センター所長
増渕学校給食センター所長

現在4台設置しております、表門とセンターの駐車場の周辺、出入口の内側に設置しております。

石井教育長職務代理人

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理人

石井教育長職務代理人

これについては、コミュニティプラザやプリミエールなどの施設にも防犯カメラは設置してあると解釈してよろしいでしょうか。

木村教育長

コミュニティプラザにつきましては、担当は教育委員会ではないので、わかる方がいらっしゃればお答えください。

福田教育次長

はい、議長

木村教育長

教育次長

福田教育次長

平成23年度に学校で付けてほしいという要望があり、そのときに併せまして、保育園、給食センターにも付けてまして、コミュニティプラザは教育委員会の管轄ではございませんでしたので、おそらく付けていないと思います。

石井教育長職務代理人

公民館は付いていますか。

福田教育次長

公民館は付いておりません。子ども達に関係しているところのみとなっております。当初、公民館にも付ける話は出ていたのですが、予算の関係で公民館は外れてしまったという経緯です。

石井教育長職務代理人

防犯カメラの映像を見る機会があっては困るのですが、昨今、事件性のあるものは、防犯カメラは非常に有効な手段であるので、公民館や人が集まる場所にはあったほうが良いのではないかと思います。

木村教育長

プリミエールには付いていますか。

渡辺プリミエール酒々井館長

付いておりません。

木村教育長

他にご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で報告第7号を終わります。

次に、報告第8号「行政報告について」を議題とします。

はじめに私から、ご報告いたします。

まず、5月29日に来日し来町したドイツ共和国ドルフェン市ギムナジウム校との交流事業について報告いたします。委員の皆様方にはギムナジウム校生徒の受け入れに係る様々な情報を機会あるごとにご説明し、また受け入れ期間中の日程、プログラムをお示しするとともに歓迎式や送別会などにもご出席いただいておりますので、事業概要につきましては報告を省略させていただきます。私からは、裸まつり開会式の終わった後に、引率のお二人の先生と通訳の村木さんを通して行いました意見交換について、主なものをお知らせいたします。まず今回のプログラムについてですが、たくさんの発言がありましたが、すべて肯定的で、感謝の意が表されました。次回についてですが、次回は再来年、2020年になる予定とのことでした。時期としては、今回と同じ頃か、4月中旬を希望しておりました。人数は今回と同じ20人ということでした。酒々井からの派遣についてですが、毎年の派遣は了承されておりましたが、その人数は10名と考えているとのことでした。以上が意見交換の主な内容ですが、ホストファミリーの皆様からご回答いただいたアンケート調査結果や酒々井中学校、関係各位の感想、意見などを参考にして、今後の交流事業をより充実させて参りたいと思っております。そして、ホームステイをお引き受けいただいた多くの皆様を始めこの事業にご協力くださいました皆様、事業に携わっていただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

次に、6月14日に行われた（仮称）酒々井病院新築工事地鎮祭に出席いたしました。その際、学校医の委嘱についての協力をお願いしました。酒々井町では児童生徒の定期健康診断で内科医が不足の状態にある中、今月初旬には学校保健会会長の倉石先生が急逝され、今後の健康診断を始め、保健管理を滞りなく行うことが厳しくなっているところでありまして、学校医の確保は喫緊の課題となっております。この日は病院を運営する医療法人社団千葉光徳会の徳田哲理事長、徳田恵子副理事長、山本陽史事務長とお目にかかれまして、協力をお願いした次第です。光徳会側としては教育委員会の要請に応えていきたいとのことで、細部は今後担当者で詰めていくことになりました。

次に、オリンピック・パラリンピックムーブメントに関する取り組みについて報告いたします。当町では本事業を展開することで、それぞれの競技への意欲や能力の向上、受講する中学生はもちろん町民の、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへの機運を醸成するとともに興味関心を高めるため、オリンピックやパラリンピアン等を招聘し、スポーツ教室を開催しました。15日はこどもから大人までを対象としてリオパラリンピック銀メダリストの廣瀬隆喜選手にボッチャ教室を、また酒々井中の生徒を対象に16日はバスケットボール教室を日本代表の千葉ジェッツ石井講祐選手と佐藤博紀さんに、17日はバレーボールきょうしつを元オリンピック選手大山加奈さん、杉山祥子さんにご指導いただきました。酒々井中の生徒は大変喜んでいましたが、郡大会などに向けた練習に生かしていただきたいと思っております。

以上で私からの報告を終わります。続いて、各委員の皆様からご報告などございましたらご発言いただきたいと思います。

林委員

はい、議長

木村教育長

林委員

林委員

5月22日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会の総会及び特別講演会が茂原市で行われ、教育長、委員の5人で出席してきましたので、ご報告申し上げます。

今年4月より小学校で、「特別の教科道徳」が実施されております。今回の特別講演につきましては、「道徳教育の抜本的充実に向けて」でした。講師は文部科学省の降籬友宏さんからお話をいただいたわけですが、道徳教育の充実が求められる背景として4点上げられました。

1つは、「大津のいじめによる自殺や東日本大震災・原子力発電所事故に絡むいじめの問題」、2つ目には、「子どもをとりまく地域や家庭の変化いわゆる家庭の教育力の低下」、3つ目は、「携帯電話やスマホ等の発展と子どもの生活の変化」、4つ目は、「子どもの自己肯定感や社会参画の意識」等が上げられました。深刻ないじめの本質的な問題に向き合うことや、決まった正解のない予測困難な時代を生きるために、今後は、より多くの方々と議論を重ね探究し、自分が納得するための資質・能力が必要とされます。こんなことから道徳教育は、大きな役割が求められてきます。

年間35時間を確保することや答えがひとつではない道徳的な課題を自分自身の問題として向き合い、考え、議論する道徳への質的転換が大きな課題と指摘されました。

ちなみに、中学校では来年度31年度より実施されます。酒々井町でも道徳が導入されているわけですが、自分自身をどう磨くかということで、道徳教育への充実をしていかなければならないというふうに考えております。以上です。

石井教育長職務代理者

はい、議長

木村教育長

石井教育長職務代理者

石井教育長職務代理者

5月25日・26日の1泊2日で静岡県藤枝市で開催された平成30年度関東甲信越及び静岡県・市町村教育委員会による総会及び研修会に教育長以下教育委員全員で出席いたしました。

今回の会場には、一都十県約千人の教育委員が出席しました。総会の後、文科省初等中等教育局企画官より「学校における働き方改革について」のテーマにて講話がありましたので報告いたします。

近年、学校における教員の勤務時間超過は社会問題としてマスコミにおいても取り上げられています。日本型学校教育を維持し、新学習指導要領を着実に実施するためには、教員の業務負担の軽減が必要不可欠とされています。

今回の講話のテーマの「学校における働き方改革」では、限られた時間の中で児

童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教員の人間性を高め、児童生徒に真に必要で総合的な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指すとされております。

これに、文科省もアドバイザー派遣やサポートスタッフの配置等、予算や人材育成確保を進めています。

教員の業務負担軽減の方策として「ICT活用」による業務改善の方法があります。統合型校務支援システムと呼ばれています。ICTにより成績処理・出欠管理等の業務や保健管理、指導要録等の学籍簿、その他、手書き作業が多い業務の効率化を図る観点から大いに有効とされています。

支援システムは、既に全国いくつかの自治体が採用され効果が出ています。支援システムの採用には自治体において、予算負担や人材確保が問題ですが、近隣自治体と共同で立ち上げる方法により比較的安く、また、人材も有効に活用でき、良い結果が出ていると事例報告されました。

一例として、北海道教育庁では、市町村の学校教育にICT共同活用を取り入れ、大きな成果が表れています。

ICT活用は、酒々井町においても近い将来何らかの形で実現されることと思います。

教師の長時間勤務を是正し、心身の健康を保ち、教師は魅力ある仕事とされ、教師自身も誇りを持って働くことができることにより、子ども達の教育にも良い影響が出ると思われます。

今後も「学校における働き方改革」の進展に関心を持っていきたいと思っております。以上で報告を終わります。

木村教育長

以上で、教育委員会のご報告を終わりにいたします。

続きまして、事務局から報告いたします。

福田教育次長

はい、議長

木村教育長

教育次長

福田教育次長

私からは6月2日から15日まで町議会6月定例会が開催されましたので、その内容を報告させていただきます。

教育委員会関係の提出議案の議決結果につきましては、先ほどの報告第1号のとおりでございます。

提出議案の一般会計補正予算につきましては、6月8日(金)に開催されました、教育民生常任委員会において、委員会担当部分について審議され、全員賛成で可決されました。審議の中で今回新規に実施します、部活動指導員に関する予算について、今年度に限らず継続して実施することにより、教職員の勤務条件の緩和、負担軽減のために検討してほしいというご意見がございました。また、中学校のグラウンド整備に関しまして、テニスコートの整備スケジュール、こちらにつきましては、

完成時期等を明確にすべき、というようなご意見がございました。また、6月13日から15日まで、一般質問が行われまして、教育委員会に関連するものとして5名の議員から13件の質問がございました。

まず、はじめに、ヤマロクとの裁判につきまして、口頭弁論に関する質問がございました。6月7日に第1回口頭弁論が行われ、原告側の訴状の確認と被告側から請求の趣旨を認めないという反対答弁の確認がありました。その旨を回答しております。なお、参考までに申し上げますが、今回は口頭弁論という形ではなく、弁論の準備ということで法廷ではなく、裁判所内の会議室で8月2日に行われますので、ご報告をいたします。

次に、小中学校教諭の勤務実態と人事評価制度等について、庁内の実態把握と今後の対策等についての質問がございました。勤務時間の上限設定、在校時間、有給休暇の取得率など、9項目にわたりまして、細微にわたる数字の質問をされましたので、ここでは数字の説明は省略させていただきますが、人事評価につきましては、教職員の能力開発及び人材育成、そして、学校組織の活性化を目的として実施をしております。有意義な制度であると回答しております。

次に、教育環境について、酒々井中学校の体育館屋根の改修とグラウンド拡張の見通しについての質問が3人の議員からございました。体育館屋根の改修につきましては、財源確保の見通しがつき次第、速やかに実施を予定しており、国庫補助金の申請を予定している旨の回答をいたしました。また、グラウンド拡張につきましては、地権者の方々の協力をいただきまして、平成27年度から3か年で11,094㎡の用地を購入し、基本設計まで完了したこと、6月補正で用地測量とテニスコートの実施設計を計上したことについて回答しております。

次に、文化財の活用といたしまして、苧邸の移転工事についての質問がございました。町の指定登録文化財であり、所有者と積極的な活用について協議をするなどを回答しております。

次に、中学校の部活動指導に関する質問が2人の議員からございまして、指導方針につきましては、国、県のガイドライン等を参考に町のガイドラインを作成する予定であることといたしまして、顧問の先生への町独自の手当支給に関する質問につきましては、県内市町村の動向等を見ながら検討するという答弁をいたしました。

次に、学校給食費の無償化等の質問が2人の議員からございました。学校給食費については、第3子以降の区分に対する給食費を昨年9月から免除しておりますが、完全無償化を進めるべきという質問に対しまして、法で定められております、学校給食費は保護者負担という基本的な考え方との整合性につきまして、引き続き、調査、研究する旨を答弁いたしました。

次に、いじめ自殺相談、SNS設置について町で実施する考えはないかという質問がございまして、校内に相談室の設置やスクールカウンセラーの配置、また、国や県などで電話・メール・ファックスなどによる各種相談窓口が設置されている旨の回答をするとともに、SNS利用につきましては、実施している団体が多くないということもありまして、調査、研究する旨、答弁をいたしました。

次に、新潟県の小学校2年生の女の子が殺害された事件に関連しまして、関係機

関との情報伝達についての質問がございました。保護者、児童生徒から不審者情報を入手した場合は、学校と警察に連絡し、学校から保護者に緊急メールにより伝達するとともに、教育委員会に伝達し、教育委員会は学校と役場内の危機管理室に伝達し、危機管理室は警察や防犯ボックスなどの防犯機関に周知し、強化するという答弁をしております。さらに、通学路の安全対策、特に、通学路点検の実施に関する質問がありまして、毎年、学校から出される危険個所を基に各学校、PTA、教育委員会、国土交通省、千葉国道事務所、印旛土木事務所、佐倉警察署、交通安全協会などから関係者が集まり、現地で状況を確認し、対策を協議しているという答弁をしております。以上でございます。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

(報告)

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

(報告)

鵜澤生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

鵜澤生涯学習課長

(報告)

鈴木中央公民館長

はい、議長

木村教育長

中央公民館長

鈴木中央公民館長

(報告)

増渕学校給食センター所長

はい、議長

木村教育長

学校給食センター所長

増渕学校給食センター所長

(報告)

渡辺プリミエール酒々井館長

はい、議長
木村教育長
プリミエール酒々井館長
渡辺プリミエール酒々井館長

(報告)

木村教育長

事務局からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。
ご意見ご質問ございましたらお願いします。

(質疑なし)

ご意見ご質問等ないようでございますので、以上で「報告第8号」を終わります。
以上をもちまして、議題については、すべて終了しました。

4 次回会議の予定

続きまして次回会議の予定について事務局より説明願います。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

次回会議の予定ですが、平成30年7月27日(金)14時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

併せまして8月の予定ですが、8月24日(金)14時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

木村教育長

次回会議は、7月27日(金)14時から、8月は8月24日(金)14時から実施するということですがいかがでしょうか。

(全員了承)

木村教育長

それでは、そのようにご予定願います。

以上で、次回会議の予定を終わります。

5 教育長・教育委員の予定

木村教育長

続きまして、教育長・教育委員の予定をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

(報 告)

木村教育長

それでは、お聞きのとおりご予約願います。

以上で、教育長・教育委員の予定を終わります。

6 その他

木村教育長

続きまして、その他はございませんか。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

大阪府北部の地震で問題となりましたブロック塀について、報告いたします。小中学校の施設を確認しましたところ、酒々井小学校のプールの周囲の一部にブロック塀が設置されておりました。

このブロック塀は、道路に面している部分もありますので、これを撤去してネットフェンスに近いような柵を設置することといたしました。

既に工事業者に依頼をしております、工事は来週に行う見込みとなっております。

木村教育長

他にはございませんか。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

それに関連いたしまして、ブロック塀倒壊の安全指導ということで、各学校の状況を報告させていただきます。

6月20日(水)小中学校と教育委員会との連絡会席上にて、各学校通学路の危険箇所点検と地震対応の安全指導をするように各小中学校に依頼しました。それぞれの学校では、18日以降の安全指導内容を報告してきております。

まず、教職員が自分の担当する登校班の登校・下校経路を実際に現地に出向いて点検すること、そして、PTA校外指導部の皆様と協力して、引き渡し訓練後に保護者と下校する際にブロック塀などの安全を確認して、現地で注意を喚起する指導も行う予定です。

教育委員会では、危険な9箇所のブロック塀の所在地図を学校に配付して、児童への注意を促すように依頼しております。

木村教育長

こども課と学校教育課から2点上がってきましたけれども、委員の皆さんからご質問等ございませんか。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

緊急に工事を行う場所が酒々井小のみということは、大室台小と酒々井中は該当箇所はないということでしょうか。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

大室台小と酒々井中は、学校の中には危険であるブロック塀はございませんでした。

木村教育長

委員の皆さんからその他はございませんか。

ないようですので、以上でその他を終わります。

7 閉 会

木村教育長

以上で、本日次第に掲げました案件はすべて終了しました。以上をもちまして平成30年度酒々井町教育委員会6月定例会議を終了いたします。(15:35)

議事録署名 教育長

委 員

議事録作成職員

こ ども 課